

第2期中期計画の変更について認可を受けました。(平成22年4月1日付 財務大臣認可)

変更後	変更前
<p>独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒総研」という。）は、前身の国税庁醸造研究所から、平成13年4月、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めること」を目的とする独立行政法人に移行してから、酒類に関する唯一の独立行政法人研究機関として、原料から製品、消費に至るまでの研究・調査を中心に、分析及び鑑定、成果の普及、人材の養成等の業務を行ってきた。</p> <p>第1期の中期目標期間では、業務全般において中期目標を概ね順調に達成しているが、この間、業務に適切に対応した組織及び制度を整備し、業務運営の効率的かつ効果的な実施、酒類販売管理制度等の酒類の新規な行政施策等に的確に対応してきた。</p> <p>第2期の中期目標期間においては、新たに財務大臣から指示を受けた中期目標に沿って、更に効率的かつ効果的な業務運営に努めることとし、酒類の研究及び調査業務等の重点化・効率化を図る。また、酒総研の任務・役割を十分に認識して業務を遂行し、科学技術の発展、地球環境の保全等に貢献するとともに、酒類製造技術と酒類の品質の向上により消費者に安全で良質な酒類を提供することで豊かな国民生活の実現に貢献する。</p> <p>これらの業務を実施するに当たっては、非公務員型の独立行政法人として、国はもとより、民間や大学等との交流を一層進めるとともに、酒総研の業務環境の整備に努めるほか、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19</p>	<p>独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒総研」という。）は、前身の国税庁醸造研究所から、平成13年4月、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めること」を目的とする独立行政法人に移行してから、酒類に関する唯一の独立行政法人研究機関として、原料から製品、消費に至るまでの研究・調査を中心に、分析及び鑑定、成果の普及、人材の養成等の業務を行ってきた。</p> <p>第1期の中期目標期間では、業務全般において中期目標を概ね順調に達成しているが、この間、業務に適切に対応した組織及び制度を整備し、業務運営の効率的かつ効果的な実施、酒類販売管理制度等の酒類の新規な行政施策等に的確に対応してきた。</p> <p>第2期の中期目標期間においては、新たに財務大臣から指示を受けた中期目標に沿って、更に効率的かつ効果的な業務運営に努めることとし、酒類の研究及び調査業務等の重点化・効率化を図る。また、酒総研の任務・役割を十分に認識して業務を遂行し、科学技術の発展、地球環境の保全等に貢献するとともに、酒類製造技術と酒類の品質の向上により消費者に安全で良質な酒類を提供することで豊かな国民生活の実現に貢献する。</p> <p>これらの業務を実施するに当たっては、非公務員型の独立行政法人として、国はもとより、民間や大学等との交流を一層進めるとともに、酒総研の業務環境の整備に努めるほか、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19</p>

年 12 月 24 日閣議決定) を踏まえた事務及び事業の見直し等の措置を講じる。

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

第 2 期の中期目標期間においては、第 1 期にも増して効率的かつ効果的な業務運営を行うこととし、研究及び調査業務等の重点化、研究体制の再編、民間資金を導入した共同研究の推進及び自己収入の増加に努め、運営費交付金の抑制を図る。

(1) 業務運営

理事長は、研究資源の配分、業務の進捗状況の把握等を通じて、業務全般の効率的かつ効果的な運営が図られるようトップマネジメントを発揮し、研究組織についても研究課題の重要性、進捗状況等を踏まえ、随時、弾力的に見直す。

また、課題の見直しと適切な人材・人員配置を行うとともに、東京事務所のあり方を含め、より一層合理的な組織運営に努める。

イ 研究を効率的かつ効果的に推進し、研究資金、人材、施設等の研究資源の柔軟な配分を可能とするため、組織を従来 の 1 課 12 室体制から、より大きな部門制に再編するとともに、重点的に取り組む課題については、プロジェクトとして遂行する。

ロ より効率的かつ効果的な業務運営を行うため、進捗状況等を定期的

年 12 月 24 日閣議決定) を踏まえた事務及び事業の見直し等の措置を講じる。

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

第 2 期の中期目標期間においては、第 1 期にも増して効率的かつ効果的な業務運営を行うこととし、研究及び調査業務等の重点化、研究体制の再編、民間資金を導入した共同研究の推進及び自己収入の増加に努め、運営費交付金の抑制を図る。

(1) 業務運営

理事長は、研究資源の配分、業務の進捗状況の把握等を通じて、業務全般の効率的かつ効果的な運営が図られるようトップマネジメントを発揮し、研究組織についても研究課題の重要性、進捗状況等を踏まえ、随時、弾力的に見直す。

また、課題の見直しと適切な人材・人員配置を行うとともに、東京事務所のあり方を含め、より一層合理的な組織運営に努める。

イ 研究を効率的かつ効果的に推進し、研究資金、人材、施設等の研究資源の柔軟な配分を可能とするため、組織を従来 の 1 課 12 室体制から、より大きな部門制に再編するとともに、重点的に取り組む課題については、プロジェクトとして遂行する。

ロ より効率的かつ効果的な業務運営を行うため、進捗状況等を定期的

に検討する内部組織を整備する。また、外部有識者による評価委員会から定期的又は必要に応じて意見を求める。これらの結果は、理事長のトップマネジメントの下で業務運営に的確に反映させる。

ハ 酒総研が社会的責任を果たしていくという観点から、法令遵守体制の整備等、内部統制の向上に一層積極的に取り組むこととする。

ニ 効率的な実施体制の確保、外部に委託した方が効率的であると考えられる業務についての外部委託の積極的な導入、研究及び調査業務等の重点化等により、一般管理費及び業務経費（人件費（退職手当等は除く。）を含む。）の削減に努め、一般管理費については毎年度3%以上（5年間で14.1%以上）、業務経費については毎年度1%以上（5年間で4.9%以上）の削減を行う。また、手数料水準の見直しなど、適正な利用者負担を求めること等により自己収入の増加に努め、運営費交付金の抑制を図る。

ホ 契約については、原則として一般競争入札等（競争入札並びに随意契約のうち企画競争及び公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、随意契約の適正化を推進する。

具体的には平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施す

に検討する内部組織を整備する。また、外部有識者による評価委員会から定期的又は必要に応じて意見を求める。これらの結果は、理事長のトップマネジメントの下で業務運営に的確に反映させる。

ハ 酒総研が社会的責任を果たしていくという観点から、法令遵守体制の整備等、内部統制の向上に一層積極的に取り組むこととする。

ニ 効率的な実施体制の確保、外部に委託した方が効率的であると考えられる業務についての外部委託の積極的な導入、研究及び調査業務等の重点化等により、一般管理費及び業務経費（人件費（退職手当等は除く。）を含む。）の削減に努め、一般管理費については毎年度3%以上（5年間で14.1%以上）、業務経費については毎年度1%以上（5年間で4.9%以上）の削減を行う。また、手数料水準の見直しなど、適正な利用者負担を求めること等により自己収入の増加に努め、運営費交付金の抑制を図る。

ホ 契約については、原則として一般競争入札等（競争入札並びに随意契約のうち企画競争及び公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、随意契約の適正化を推進する。

具体的には平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施す

る。

また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

へ 「行政改革の重要方針」及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を踏まえ、人件費（常勤役員報酬、常勤職員の基本給及び諸手当並びに超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額をいう。）について、平成 22 年度までに、平成 17 年度における額から 5.9%に相当する額の削減を行う。なお、削減の対象となる人件費は、常勤役職員に対する人件費から、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分及び次に掲げる者に対する人件費（【別表 2】において「総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等の人件費」という。）を除いた人件費（【別表 2】において「総人件費改革の取組の削減対象の常勤役職員の人件費」という。）とする。

(イ) 競争的研究資金により雇用される任期付職員

(ロ) 受託研究又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員

(ハ) 国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者

(ニ) 運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第 3 期科学技術基本計画（平成 18 年 3 月 28 日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成 17 年度末において 37 歳以下の研究者をい

る。

また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

へ 「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後 5 年間に於いて、人件費について 5.9%の削減を行う。ただし、競争的研究資金により雇用される任期付職員の人件費はこれに含まない。

う。)

また、酒総研の給与水準については、社会的に理解が得られるようなものになっているか引き続き検証を行い、平成 22 年度までに、事務・技術職員の対国家公務員指数を引き下げ、適正化を図る。

(2) 職場環境の整備

業務に関する事故及び災害の防止を図るため、安全衛生に対する所内講習の実施、化学物質等の適正な管理等を行う。また、職員の健康増進のための施策を引き続き実施する。

(3) 職員の資質の向上

職員の資質の向上のため、関係省庁等の留学制度、研修制度等を積極的に活用するとともに、国際学会での発表等を通じて、業務の専門性及び職員個々の適性・志向を重視した能力開発に努める。また、職員の業績評価は、公正さと透明性を確保した上で適切に行い、評価結果を業績手当等に反映させる。

(4) 研究施設・機器等の効率的使用

研究施設・機器等については、研究の重点化を踏まえて計画的に整備するとともに、必要に応じて高度な操作技術を要する研究施設・機器等の専門取扱者を確保する。

また、所有する研究施設・機器等は、インターネット等を通じて広く情報を公開し、業務に支障のない範囲で、他の試験研究機関等による使

また、酒総研の給与水準については、社会的に理解が得られるようなものになっているか引き続き検証を行い、平成 22 年度までに、事務・技術職員の対国家公務員指数を引き下げ、適正化を図る。

(2) 職場環境の整備

業務に関する事故及び災害の防止を図るため、安全衛生に対する所内講習の実施、化学物質等の適正な管理等を行う。また、職員の健康増進のための施策を引き続き実施する。

(3) 職員の資質の向上

職員の資質の向上のため、関係省庁等の留学制度、研修制度等を積極的に活用するとともに、国際学会での発表等を通じて、業務の専門性及び職員個々の適性・志向を重視した能力開発に努める。また、職員の業績評価は、公正さと透明性を確保した上で適切に行い、評価結果を業績手当等に反映させる。

(4) 研究施設・機器等の効率的使用

研究施設・機器等については、研究の重点化を踏まえて計画的に整備するとともに、必要に応じて高度な操作技術を要する研究施設・機器等の専門取扱者を確保する。

また、所有する研究施設・機器等は、インターネット等を通じて広く情報を公開し、業務に支障のない範囲で、他の試験研究機関等による使

<p>用を認め、有効に活用する。</p> <p>(5) 業務・システムの最適化      主要な業務・システムの最適化を実現するため、以下について実施する。</p> <p>イ システムの調達に当たっては、原則、競争入札とするとともに、オープンソースソフトウェアの活用等について検討する。</p> <p>ロ 研修などの充実により職員の IT リテラシーの向上に努め、内部人材の全体的なレベルアップを図る。</p> <p>ハ 業務全般に責任を持った情報化統括責任者（CIO）及び補佐官を配置し、業務・システムに係る監査、最適化計画の策定、情報システムの調達等において積極的な活用に努める。</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>酒総研の目的である「酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めること」を達成するための基盤となる酒類及び酒類業に関する研究</p>	<p>用を認め、有効に活用する。</p> <p>(5) 業務・システムの最適化      主要な業務・システムの最適化を実現するため、以下について実施する。</p> <p>イ システムの調達に当たっては、原則、競争入札とするとともに、オープンソースソフトウェアの活用等について検討する。</p> <p>ロ 研修などの充実により職員の IT リテラシーの向上に努め、内部人材の全体的なレベルアップを図る。</p> <p>ハ 業務全般に責任を持った情報化統括責任者（CIO）及び補佐官を配置し、業務・システムに係る監査、最適化計画の策定、情報システムの調達等において積極的な活用に努める。</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>酒総研の目的である「酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めること」を達成するための基盤となる酒類及び酒類業に関する研究</p>
---	---

及び調査業務については、社会経済情勢等に対応して重点化するとともに、組織の再編や他の研究機関との交流の促進等を併せて実施し、その質の向上を図る。

(1) 酒類の高度な分析及び鑑定

酒類の高度な分析及び鑑定、行政ニーズに対応した鑑定技術の開発を行うために必要な分析機器を整備し、以下について実施する。

なお、酒類の分析業務については、酒総研が直接実施する必要性が高くないものについては、民間開放を推進する観点から、中立性を保ちつつ、民間事業者等に外部委託する。

イ 酒類に関する研究において得られた分析及び鑑定技術の向上に資する成果を活用しつつ、その手法の開発を行う。

ロ 浮ひょう等は、国税庁が保有するもの及び民間から依頼されたものについて、年 200 点以上の計器校正を行う。また、国、公的試験研究機関、民間等からの受託分析については、可能な範囲で積極的に実施する。

ハ 国税庁から依頼を受けた分析及び計器校正については、要請された期間内に速やかに実施・報告することとし、他の公的試験研究機関、民間等から依頼を受けた分析及び計器校正については、特に高度であるものや点数、項目が多数であるもの等を除き、受付日から 20 業務日

及び調査業務については、社会経済情勢等に対応して重点化するとともに、組織の再編や他の研究機関との交流の促進等を併せて実施し、その質の向上を図る。

(1) 酒類の高度な分析及び鑑定

酒類の高度な分析及び鑑定、行政ニーズに対応した鑑定技術の開発を行うために必要な分析機器を整備し、以下について実施する。

なお、酒類の分析業務については、酒総研が直接実施する必要性が高くないものについては、民間開放を推進する観点から、中立性を保ちつつ、民間事業者等に外部委託する。

イ 酒類に関する研究において得られた分析及び鑑定技術の向上に資する成果を活用しつつ、その手法の開発を行う。

ロ 浮ひょう等は、国税庁が保有するもの及び民間から依頼されたものについて、年 200 点以上の計器校正を行う。また、国、公的試験研究機関、民間等からの受託分析については、可能な範囲で積極的に実施する。

ハ 国税庁から依頼を受けた分析及び計器校正については、要請された期間内に速やかに実施・報告することとし、他の公的試験研究機関、民間等から依頼を受けた分析及び計器校正については、特に高度であるものや点数、項目が多数であるもの等を除き、受付日から 20 業務日

<p>以内に結果を通知する。</p> <p>ニ 受託試験醸造については、民間等からの受託を可能な範囲で積極的に進め、契約期間内に行うとともに必要な機器等を整備する。</p> <p>ホ 国税庁からの要請に基づき、国税庁所定分析法の改良を行う。</p> <p>(2) 酒類の品質評価</p> <p>酒類の品質及び酒造技術の向上に資することを目的とする鑑評会等については、関係業界団体との調整を行い、中期目標期間中に共催化等を図りつつ以下について実施し、さらに共催により実施したものについても業界団体への移行を検討する。なお、共催の場合は、関係業界団体の意向も踏まえつつ、収支相償の考え方を基本に実施する。</p> <p>イ 清酒、本格焼酎、ビール、果実酒類等を対象とした鑑評会を年3回以上開催もしくは後援するとともに、各鑑評会の審査方法及び審査基準の公開、審査結果の出品者へのフィードバック等を通じて、開催目的が十分達成されるように努める。</p> <p>なお、出品酒の品質の向上及び酒造技術の研さんに応えるため、業界団体等の要望に配慮して、成績優秀酒の出品者を表彰する。</p> <p>ロ 業界団体等の依頼に基づき、鑑評会等に職員を派遣するとともに、必要に応じて品質評価基準の作成等の支援を行う。</p>	<p>以内に結果を通知する。</p> <p>ニ 受託試験醸造については、民間等からの受託を可能な範囲で積極的に進め、契約期間内に行うとともに必要な機器等を整備する。</p> <p>ホ 国税庁からの要請に基づき、国税庁所定分析法の改良を行う。</p> <p>(2) 酒類の品質評価</p> <p>酒類の品質及び酒造技術の向上に資することを目的とする鑑評会等については、関係業界団体との調整を行い、中期目標期間中に共催化等を図りつつ以下について実施し、さらに共催により実施したものについても業界団体への移行を検討する。なお、共催の場合は、関係業界団体の意向も踏まえつつ、収支相償の考え方を基本に実施する。</p> <p>イ 清酒、本格焼酎、ビール、果実酒類等を対象とした鑑評会を年3回以上開催もしくは後援するとともに、各鑑評会の審査方法及び審査基準の公開、審査結果の出品者へのフィードバック等を通じて、開催目的が十分達成されるように努める。</p> <p>なお、出品酒の品質の向上及び酒造技術の研さんに応えるため、業界団体等の要望に配慮して、成績優秀酒の出品者を表彰する。</p> <p>ロ 業界団体等の依頼に基づき、鑑評会等に職員を派遣するとともに、必要に応じて品質評価基準の作成等の支援を行う。</p>
---	---



<p>ハ 酒類の適正な品質評価のため、職員の審査能力の向上に努める。</p> <p>(3) 酒類及び酒類業に関する研究及び調査  酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図るため、行政、酒類業界及び消費者のニーズ、総合科学技術会議の方針等を踏まえて研究を行う。</p> <p>研究及び調査は、独立行政法人として真に担うべきものに取り組むとともに、一層の効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、「酒類の安全性の確保」、「環境保全」及び「技術基盤の強化」の3分野の基礎的・基盤的研究に重点化し、特に重点的に研究資源を投入する研究は「特別研究」として、特別研究以外の研究は「基盤研究」として、それぞれ【別表1】に記載した課題を実施する。</p> <p>また、特別研究及び基盤研究のうち民間資金を導入することが適当な研究課題については民間との共同研究を積極的に実施するとともに、他の研究機関等における調査研究との相互補完や連携を図る観点から適切な研究課題については他の研究機関等との共同研究を積極的に推進する。</p> <p>なお、特別研究については、総合科学技術会議の「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に沿って外部評価を実施する。</p> <p>(4) 研究及び調査の成果の公表及び活性化  イ 研究成果については、国内外の学会、シンポジウム等で発表するとともに、中期目標期間内に、130報以上の論文（査読済み論文及び「酒</p>	<p>ハ 酒類の適正な品質評価のため、職員の審査能力の向上に努める。</p> <p>(3) 酒類及び酒類業に関する研究及び調査  酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図るため、行政、酒類業界及び消費者のニーズ、総合科学技術会議の方針等を踏まえて研究を行う。</p> <p>研究及び調査は、独立行政法人として真に担うべきものに取り組むとともに、一層の効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、「酒類の安全性の確保」、「環境保全」及び「技術基盤の強化」の3分野の基礎的・基盤的研究に重点化し、特に重点的に研究資源を投入する研究は「特別研究」として、特別研究以外の研究は「基盤研究」として、それぞれ【別表1】に記載した課題を実施する。</p> <p>また、特別研究及び基盤研究のうち民間資金を導入することが適当な研究課題については民間との共同研究を積極的に実施するとともに、他の研究機関等における調査研究との相互補完や連携を図る観点から適切な研究課題については他の研究機関等との共同研究を積極的に推進する。</p> <p>なお、特別研究については、総合科学技術会議の「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に沿って外部評価を実施する。</p> <p>(4) 研究及び調査の成果の公表及び活性化  イ 研究成果については、国内外の学会、シンポジウム等で発表するとともに、中期目標期間内に、130報以上の論文（査読済み論文及び「酒</p>
---	---

<p>類総合研究所報告」の原報とする。)を学術雑誌等に公表する。また、学術雑誌のインパクトファクター等を考慮して投稿先を選定し、論文の質の向上に努める。</p> <p>ロ 特許については、中期目標期間中に 35 件以上を出願する。また、必要に応じて国際出願を行う。</p> <p>ハ 民間機関等との共同研究を積極的に進め年 25 件以上実施するとともに、競争的資金による受託研究の獲得に努める。</p> <p>ニ 博士課程修了者（ポストドクター）及び酒造技術者、大学院生等の研究生を受け入れ研究の活性化、人材の育成及び能力強化に努める。また、独立行政法人国際協力機構（JICA）の制度等を活用して、海外からの研究者又は研修員を積極的に受け入れる。</p> <p>ホ 国、大学、産業界等との交流を積極的に進めるとともに、非公務員型の独立行政法人のメリットを活かした規程の整備を行う。</p> <p>ヘ 産学官連携の交流会、フォーラム等に積極的に参加する。</p> <p>ト 行政ニーズに対応して、FAO/WHO 合同食品規格委員会(Codex 委員会)等の国際機関の会合に職員を派遣するなどの協力を行う。</p>	<p>類総合研究所報告」の原報とする。)を学術雑誌等に公表する。また、学術雑誌のインパクトファクター等を考慮して投稿先を選定し、論文の質の向上に努める。</p> <p>ロ 特許については、中期目標期間中に 35 件以上を出願する。また、必要に応じて国際出願を行う。</p> <p>ハ 民間機関等との共同研究を積極的に進め年 25 件以上実施するとともに、競争的資金による受託研究の獲得に努める。</p> <p>ニ 博士課程修了者（ポストドクター）及び酒造技術者、大学院生等の研究生を受け入れ研究の活性化、人材の育成及び能力強化に努める。また、独立行政法人国際協力機構（JICA）の制度等を活用して、海外からの研究者又は研修員を積極的に受け入れる。</p> <p>ホ 国、大学、産業界等との交流を積極的に進めるとともに、非公務員型の独立行政法人のメリットを活かした規程の整備を行う。</p> <p>ヘ 産学官連携の交流会、フォーラム等に積極的に参加する。</p> <p>ト 行政ニーズに対応して、FAO/WHO 合同食品規格委員会(Codex 委員会)等の国際機関の会合に職員を派遣するなどの協力を行う。</p>
---	---

<p>(5) 成果の普及</p> <p>イ 研究等成果の提供等</p> <p>研究等成果については、論文公表後3ヶ月以内にデータベース化し、ホームページで公表する。特に重要な成果に関しては、適宜マスコミに情報を提供する。また、産業上の知見、技術については、国税庁へ情報提供するとともに、連携して酒類業界等への普及を図る。</p> <p>ロ 特許の公開</p> <p>新たに取得し、又は出願公開された特許については、3ヶ月以内にホームページで公開するとともに、特許流通データベース等の技術移転活動を活用して普及に努める。また、保有特許に関する相談窓口を設けて実施件数の増加に努める。</p> <p>ハ 講演会の開催</p> <p>酒総研の最新の成果は、年1回講演会を開催し発表する。開催に当たっては、開催場所や日時にも配慮し、参加者の増加に努める。</p> <p>ニ 講師の派遣</p> <p>酒類業界等が行う講演会には、要請に応じて積極的に講師を派遣し、成果の普及を図る。講演を行った場合、5段階（5：満足、1：不満足）による満足度調査を行い、満足度が3.5以上となるように努める。</p> <p>ホ 刊行物の発行</p>	<p>(5) 成果の普及</p> <p>イ 研究等成果の提供等</p> <p>研究等成果については、論文公表後3ヶ月以内にデータベース化し、ホームページで公表する。特に重要な成果に関しては、適宜マスコミに情報を提供する。また、産業上の知見、技術については、国税庁へ情報提供するとともに、連携して酒類業界等への普及を図る。</p> <p>ロ 特許の公開</p> <p>新たに取得し、又は出願公開された特許については、3ヶ月以内にホームページで公開するとともに、特許流通データベース等の技術移転活動を活用して普及に努める。また、保有特許に関する相談窓口を設けて実施件数の増加に努める。</p> <p>ハ 講演会の開催</p> <p>酒総研の最新の成果は、年1回講演会を開催し発表する。開催に当たっては、開催場所や日時にも配慮し、参加者の増加に努める。</p> <p>ニ 講師の派遣</p> <p>酒類業界等が行う講演会には、要請に応じて積極的に講師を派遣し、成果の普及を図る。講演を行った場合、5段階（5：満足、1：不満足）による満足度調査を行い、満足度が3.5以上となるように努める。</p> <p>ホ 刊行物の発行</p>
---	---

<p>研究成果を記載した「酒類総合研究所報告」を年1回発行する。また、酒総研の成果、情報等を一般消費者にも分かりやすく解説した広報誌を年2回発行するとともに、ホームページにより公開する。</p> <p>へ 保有遺伝子資源の提供  保有する遺伝子資源のうち分譲可能なものについては、要望に応じて他の研究機関等へ提供することとし、原則として受付日から10業務日以内に処理する。また、遺伝子資源の体系的整理、保存に努めるとともに、関連情報の整理提供を行う。</p> <p>ト 施設の公開  科学技術に親しみ、酒類に関する関心と理解を深める機会を国民に提供するため、東広島施設の見学を受け入れるとともに、東京事務所の赤レンガ酒造工場の活用を図る。公開に当たっては、見学案内を一般に広く周知するとともに、分かり易い展示や平易な説明を行う。見学者に対して見学内容の5段階（5：満足、1：不満足）による満足度調査を行い、満足度が3.5以上となるよう努めるとともに、満足度向上のための改善を図る。また、年1回行われる広島中央サイエンスパークの施設公開に参加する。</p> <p>チ 国際的な技術協力  独立行政法人国際協力機構（JICA）の制度等を活用し、酒総研が保有する知識及び技術を基とした国際的な技術協力に努める。</p>	<p>研究成果を記載した「酒類総合研究所報告」を年1回発行する。また、酒総研の成果、情報等を一般消費者にも分かりやすく解説した広報誌を年2回発行するとともに、ホームページにより公開する。</p> <p>へ 保有遺伝子資源の提供  保有する遺伝子資源のうち分譲可能なものについては、要望に応じて他の研究機関等へ提供することとし、原則として受付日から10業務日以内に処理する。また、遺伝子資源の体系的整理、保存に努めるとともに、関連情報の整理提供を行う。</p> <p>ト 施設の公開  科学技術に親しみ、酒類に関する関心と理解を深める機会を国民に提供するため、東広島施設の見学を受け入れるとともに、東京事務所の赤レンガ酒造工場の活用を図る。公開に当たっては、見学案内を一般に広く周知するとともに、分かり易い展示や平易な説明を行う。見学者に対して見学内容の5段階（5：満足、1：不満足）による満足度調査を行い、満足度が3.5以上となるよう努めるとともに、満足度向上のための改善を図る。また、年1回行われる広島中央サイエンスパークの施設公開に参加する。</p> <p>チ 国際的な技術協力  独立行政法人国際協力機構（JICA）の制度等を活用し、酒総研が保有する知識及び技術を基とした国際的な技術協力に努める。</p>
--	--

<p>リ 国税庁への協力</p> <p>国税庁が実施する酒類産業支援のためのきき酒会等に積極的な支援を行うとともに、酒類及び酒類業に関する研修、検討会等に職員を派遣するなど、年3件以上の協力を行う。</p> <p>(6) 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>イ 情報の提供等</p> <p>行政、酒類業界及び国民のニーズに配慮し、酒類及び酒類業に関する情報を国内外から幅広く収集、整理してデータベース化するとともに、冊子やインターネット等の各種媒体を通じて年2回以上国民に提供する。情報を提供する際には、分かりやすくかつ注目されるように順位付、図表化等の工夫を行う。</p> <p>ロ ホームページの充実</p> <p>ホームページのアクセス数を、年15万件以上とするため、ホームページのコンテンツの充実を図る。</p> <p>ハ 消費者等からの問合せ</p> <p>消費者等からの酒類及び酒類業に関する問合せについては、窓口を明確化して対応し、原則として翌業務日以内に処理する。対応は、経験豊富な職員が行うとともに、個々の応答録を作成の上データベース化して、以後の回答内容の質の向上を図る。</p>	<p>リ 国税庁への協力</p> <p>国税庁が実施する酒類産業支援のためのきき酒会等に積極的な支援を行うとともに、酒類及び酒類業に関する研修、検討会等に職員を派遣するなど、年3件以上の協力を行う。</p> <p>(6) 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>イ 情報の提供等</p> <p>行政、酒類業界及び国民のニーズに配慮し、酒類及び酒類業に関する情報を国内外から幅広く収集、整理してデータベース化するとともに、冊子やインターネット等の各種媒体を通じて年2回以上国民に提供する。情報を提供する際には、分かりやすくかつ注目されるように順位付、図表化等の工夫を行う。</p> <p>ロ ホームページの充実</p> <p>ホームページのアクセス数を、年15万件以上とするため、ホームページのコンテンツの充実を図る。</p> <p>ハ 消費者等からの問合せ</p> <p>消費者等からの酒類及び酒類業に関する問合せについては、窓口を明確化して対応し、原則として翌業務日以内に処理する。対応は、経験豊富な職員が行うとともに、個々の応答録を作成の上データベース化して、以後の回答内容の質の向上を図る。</p>
---	---

ニ 酒類に関する教養講座の開催

酒類に関する知識を広く普及するため、消費者等を対象とした酒類に関する教養講座を年4回以上開催する。実施に当たっては、分かりやすい内容とし、5段階（5：満足、1：不満足）による満足度調査を行い、満足度が3.5以上となるように努める。

(7) 酒類及び酒類業に関する講習等

イ 酒類製造者を対象とした講習

酒類製造業者及び酒類製造担当者を対象とした清酒、本格焼酎、ビール及びワインの製造に関する知識及び技術の習得を目的とした講習を年4回以上開催することとし、これらの講習は関係業界団体との調整を行い、共催により実施し、共催できないものについては廃止を検討する。なお、共催の場合は、関係業界団体の意向も踏まえつつ、収支相償の考え方を基本に実施する。

また、他の機関が行うシンポジウム、研究会、酒類業者等が行う講習会については、要請に応じて講師を派遣する。

ロ 酒類流通業者を対象とした講習

酒類流通業者を対象とした酒類に関する専門的知識を普及するための講習を、国税庁及び関係団体と連携して実施する。また、酒類販売管理者の研修に関するコア講師講習を国税庁と連携して実施するとともに、講習のフォローアップとしての情報提供を行う。

ニ 酒類に関する教養講座の開催

酒類に関する知識を広く普及するため、消費者等を対象とした酒類に関する教養講座を年4回以上開催する。実施に当たっては、分かりやすい内容とし、5段階（5：満足、1：不満足）による満足度調査を行い、満足度が3.5以上となるように努める。

(7) 酒類及び酒類業に関する講習等

イ 酒類製造者を対象とした講習

酒類製造業者及び酒類製造担当者を対象とした清酒、本格焼酎、ビール及びワインの製造に関する知識及び技術の習得を目的とした講習を年4回以上開催することとし、これらの講習は関係業界団体との調整を行い、共催により実施し、共催できないものについては廃止を検討する。なお、共催の場合は、関係業界団体の意向も踏まえつつ、収支相償の考え方を基本に実施する。

また、他の機関が行うシンポジウム、研究会、酒類業者等が行う講習会については、要請に応じて講師を派遣する。

ロ 酒類流通業者を対象とした講習

酒類流通業者を対象とした酒類に関する専門的知識を普及するための講習を、国税庁及び関係団体と連携して実施する。また、酒類販売管理者の研修に関するコア講師講習を国税庁と連携して実施するとともに、講習のフォローアップとしての情報提供を行う。

<p>ハ 国税庁職員を対象とした研修 酒類業行政に携わる国税庁職員を対象とした研修を、国税庁と連携して実施する。</p> <p>ニ 満足度調査 講習等については、5段階（5：満足、1：不満足）による満足度調査を行い、満足度が3.5以上となるように努める。</p> <p>(8) その他の附帯業務 関係学会からの要請に基づく委員の就任、各種研究交流会、シンポジウム等への協力を年10件以上行い、社会への知的貢献を行う。</p> <p>3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算 【別表2】</p> <p>(2) 収支計画 【別表3】</p> <p>(3) 資金計画 【別表4】</p>	<p>ハ 国税庁職員を対象とした研修 酒類業行政に携わる国税庁職員を対象とした研修を、国税庁と連携して実施する。</p> <p>ニ 満足度調査 講習等については、5段階（5：満足、1：不満足）による満足度調査を行い、満足度が3.5以上となるように努める。</p> <p>(8) その他の附帯業務 関係学会からの要請に基づく委員の就任、各種研究交流会、シンポジウム等への協力を年10件以上行い、社会への知的貢献を行う。</p> <p>3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算 【別表2】</p> <p>(2) 収支計画 【別表3】</p> <p>(3) 資金計画 【別表4】</p>
--	--

<p>4 短期借入金の限度額 運営費交付金の入金の遅延等を想定して、300 百万円とする。</p> <p>5 重要な財産の処分 なし。</p> <p>6 剰余金の使途 研究用機器等の購入及び施設の改修に充てる。</p> <p>7 その他財務省令で定める業務運営に関する事項等</p> <p>(1) 人事に関する計画</p> <p>イ 方針 業務の効率化、非常勤職員の活用等により、常勤職員の増加抑制に努めるとともに、研究職員の採用に当たっては、任期付任用の拡大に努めるとともに、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）の趣旨に沿って、若手研究者等の能力の活用等を図る。</p> <p>ロ 人員に係る指標 期末の常勤職員数を <u>47 人以内</u>とする。ただし、競争的研究資金により雇用される任期付職員はこれに含まない。 <u>(参考)</u> 期初の常勤職員数 50 人 <u>(削除)</u></p>	<p>4 短期借入金の限度額 運営費交付金の入金の遅延等を想定して、300 百万円とする。</p> <p>5 重要な財産の処分 なし。</p> <p>6 剰余金の使途 研究用機器等の購入及び施設の改修に充てる。</p> <p>7 その他財務省令で定める業務運営に関する事項等</p> <p>(1) 人事に関する計画</p> <p>イ 方針 業務の効率化、非常勤職員の活用等により、常勤職員の増加抑制に努めるとともに、研究職員の採用に当たっては、任期付任用の拡大に努めるとともに、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）の趣旨に沿って、若手研究者等の能力の活用等を図る。</p> <p>ロ 人員に係る指標 期末の常勤職員数を <u>47 人</u>とする。ただし、競争的研究資金により雇用される任期付職員はこれに含まない。 <u>(参考 1)</u> 期初の常勤職員数 50 人 <u>(参考 2)</u> 中期目標期間中の人件費総額見込み 2,170 百万円</p>
--	---



(2) 情報の公開と保護

諸活動における社会への説明責任を果たすため、保有する情報の提供の充実を図るとともに、開示請求に対しては適正かつ迅速に対応する。また、個人の権利、利益を保護するため、個人情報の適切な取り扱いをより一層推進する。

(2) 情報の公開と保護

諸活動における社会への説明責任を果たすため、保有する情報の提供の充実を図るとともに、開示請求に対しては適正かつ迅速に対応する。また、個人の権利、利益を保護するため、個人情報の適切な取り扱いをより一層推進する。

改正後			改正前		
【別表1】			【別表1】		
特別研究			特別研究		
課題名	重点化分野	主な研究内容	課題名	重点化分野	主な研究内容
1 麹菌培養環境応答システムの解析及び麹菌総合データベースシステムの開発	・技術基盤の強化	(略)	1 麹菌培養環境応答システムの解析及び麹菌総合データベースシステムの開発	・技術基盤の強化	(略)
2 酒類の特性に関与する原料成分の解析及びその利用に関する研究	・技術基盤の強化	(略)	2 酒類の特性に関与する原料成分の解析及びその利用に関する研究	・技術基盤の強化	(略)
3 清酒酵母の醸造特性及び栄養特性のポストゲノム解析	・技術基盤の強化	(略)	3 清酒酵母の醸造特性及び栄養特性のポストゲノム解析	・技術基盤の強化	(略)
4 酒類の安全性の確保に関する研究	・酒類の安全性の確保	(略)	4 酒類の安全性の確保に関する研究	・酒類の安全性の確保	(略)

基盤研究			基盤研究		
課題名	重点化分野	主な研究内容	課題名	重点化分野	主な研究内容
1 酒類の飲酒生理に関する研究	・酒類の安全性の確保 ・技術基盤の強化	(略)	1 酒類の飲酒生理に関する研究	・酒類の安全性の確保 ・技術基盤の強化	(略)
2 酒類の品質向上に関する研究	・技術基盤の強化	(略)	2 酒類の品質向上に関する研究	・技術基盤の強化	(略)
3 酒類原料の特性及び利用に関する研究	・技術基盤の強化	(略)	3 酒類原料の特性及び利用に関する研究	・技術基盤の強化	(略)
4 醸造環境資源に関する基盤的研究	・環境保全	(略)	4 醸造環境資源に関する基盤的研究	・環境保全	(略)
5 麹菌有用形質の解析及びその利用	・酒類の安全性の確保 ・技術基盤の強化	(略)	5 麹菌有用形質の解析及びその利用	・酒類の安全性の確保 ・技術基盤の強化	(略)
6 醸造関連微生物遺伝子の機能及び利用に関する研究開発	・酒類の安全性の確保 ・環境保全 ・技術基盤の強化	(略)	6 醸造関連微生物遺伝子の機能及び利用に関する研究開発	・酒類の安全性の確保 ・環境保全 ・技術基盤の強化	(略)
7 酒類醸造関連成分データベースの開発	・技術基盤の強化	(略)	7 酒類醸造関連成分データベースの開発	・技術基盤の強化	(略)

【別表 2】

平成 18 年度～平成 22 年度予算（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	5,874
受託収入	180
その他収入	191
計	6,245
支出	
業務経費	2,121
一般管理費	1,265
人件費	2,679
受託費用	180
計	6,245

[人件費の取扱い]

上記の人件費は、総人件費改革の取組の削減対象の常勤役職員の人件費の見込額と総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等の人件費の見込額との合計額 2,155 百万円に退職手当等を含んだ額である。

なお、このうち総人件費改革の取組の削減対象の常勤役職員の人件費の見込額は 2,074 百万円である。

[運営費交付金の算定ルール]

平成 18 年度以降の運営費交付金については、以下の数式により決定する。  
(略)

【別表 2】

平成 18 年度～平成 22 年度予算（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	5,924
受託収入	180
その他収入	191
計	6,295
支出	
業務経費	2,154
一般管理費	1,267
人件費	2,694
受託費用	180
計	6,295

[人件費の取扱い]

上記の人件費は、退職手当等を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額 2,170 百万円を支出する予定である。

[運営費交付金の算定ルール]

平成 18 年度以降の運営費交付金については、以下の数式により決定する。  
(略)

## 【別表 3】

平成 18 年度～平成 22 年度収支計画（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	<u>6,495</u>
經常経費	<u>6,495</u>
業務経費	<u>1,526</u>
一般管理費	<u>1,185</u>
減価償却費	925
人件費	<u>2,679</u>
受託費用	180
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	<u>6,495</u>
運営費交付金収入	<u>5,199</u>
受託収入	180
その他収入	191
寄付金収益	0
資産見返負債戻入	925
臨時収益	0
純利益	0
目的積立金取崩	0
総利益	0

## 【別表 3】

平成 18 年度～平成 22 年度収支計画（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	<u>6,545</u>
經常経費	<u>6,545</u>
業務経費	<u>1,559</u>
一般管理費	<u>1,187</u>
減価償却費	925
人件費	<u>2,694</u>
受託費用	180
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	<u>6,545</u>
運営費交付金収入	<u>5,249</u>
受託収入	180
その他収入	191
寄付金収益	0
資産見返負債戻入	925
臨時収益	0
純利益	0
目的積立金取崩	0
総利益	0

【別表 4】

平成 18 年度～平成 22 年度資金計画（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	<u>6,245</u>
業務活動による支出	<u>5,570</u>
投資活動による支出	675
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	<u>6,245</u>
運営費交付金収入	<u>5,874</u>
受託収入	180
その他収入	191
投資活動による収入	0
施設による収入	0
その他の収入	0
財務活動による収入	0

【別表 4】

平成 18 年度～平成 22 年度資金計画（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	<u>6,295</u>
業務活動による支出	<u>5,620</u>
投資活動による支出	675
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	<u>6,295</u>
運営費交付金収入	<u>5,924</u>
受託収入	180
その他収入	191
投資活動による収入	0
施設による収入	0
その他の収入	0
財務活動による収入	0